





不可能な金額であり、まさにこれが金権構造汚職の温床となつておられます。(拍手)

公職選舉法の改正、政治資金規正法の改正を行つて、公営選舉の拡大、連座制の強化、寄付禁止の強化等々を直ちに行い、選舉浄化のための措置を講ずるべきであります。(拍手)

わが党はすでに、汚職の徹底解明と再発防止のために政治家の資産公開や大企業の不公正の監視、贈収賄罪の法定刑の引き上げなど、具体的な案を国会に提出をいたしております。

さうして、大平内閣、あなたの元七草である三木正

総理は、選挙浄化のための特別法を作成し、今国会での成立を期してあなたの決断を求めているではありませんか。

この国会の会期は三十日であります。大平総理、あなたが本当に汚職を根絶し、政治に対する国民の信頼を取り戻す決意がおありなら、今国会でこれらの法案の成立を図るべきであります。

汚職にふたをして国民の信頼を回復することはできません。政治家の汚職をかばって、青少年の非行をとがめることはできません。政治家の汚職

の疑惑をすべて司直の手に任せっきりにしたり、刑法上の時効をもつて政治責任の免罪をするが、ときには断じて許されないことがあります。(拍手)

總理、あなたは一切にあたをして、しゃにむに解散、総選舉に持つていこうとしているではありますか。くしくも十月十一日は、ダグラス、グ

ラマン事件にかかる海部元日商岩井副社長被告に対する冒頭陳述の日であります。これと大平總理の解散を急ぐ異常な言動とあわせて見ると、ま

さに活動、疑惑隠しの解散であるとの疑いが出てまいります。（拍手）そうだとするならば、まさにこれは解散権の乱用というよりも、解散権の私物化ではないか、とおもふ。（拍手）

信ではございませんか。（拍手）総理の見解をお伺いいたします。

今年度一般会計予算は、全体の四〇%を国債に依存し、国民一人当たり五十四万円もの借財を負う事態に至っておりますが、これは赤字国債導入以来、わが党が一貫して批判してきた財政政策を強行してきた結果であり、不公平税制を放置をして、大企業優先の景気対策をとり続けてきた自民党の失政であります。(拍手) 大平総理の国民党に新たな負担を求めるという勇気は多とするものでありまするが、その方向は全く間違っております。百八十度逆を向いているものであります。

大平総理は、増税の内容として、一般消費税の導入、年収二百万から四百万円の中低所得者への課税の強化、個人事業税の強化、マル優の廢止などを挙げて、すべて大衆課税、弱い者いじめの大幅な増税を強要しようとしているのであります。まさにこれは弱きをくじき強きを助ける政治と言わなくてはなりません。(拍手)

特に一般消費税は、いまさら私が申し上げるまでもなく、所得が少ない人ほど税が重く、物価を大幅に引き上げ、中小企業や中小商店などの人々に重い負担をかけるものであって、悪税中の悪税でございます。

あなたは一般消費税の導入を主張して、いながら、いかなる理由があるのか、一般消費税の実施はもちらん、増税の具体的中身について施政方針演説において一言も触れませんでした。しかし、一方において、あなたが先月の閣議で決めた新経済七カ年計画には、一般消費税の五十五年度実施が盛り込まれているではありませんか。また、選舉後には自民党政府による大幅な増税は避けられない情勢にあるにもかかわらず、あえてこれを明確にしなかつた大平総理の態度は、國民を欺くものであります。(拍手)

また総理は、記者会見で、独身者、夫婦者、農家の税金が軽過ぎると発言しておりますが、貧乏人は麦を食えと言つたあなたの師匠池田勇人さんの失言にもまさる、庶民の生活実態を知らないか、あるいは知つても全くこれを無視した暴

言であります。(拍手)  
私は、このような認識に基づく増税路線は不当であり、かつ不必要であって、財政の再建は別の手立てを講ずれば十分達成できると考えるものであります。

なるほど、大企業はそうでしょう。ことしの九月までの大企業製造業の利益は、引き続いて史上最高の水準に達し、オイルショック前の四十八年九月よりも二二・八%も上回っていることは事実であります。

本年度八兆円の赤字国債がありますが、来年度からはある程度の税の自然増収があることが判明をいたしております。さらに徹底して不公平規制を改めれば相当の歳入増が具体的に見込まれるのであります。

しかし、他方においては、大企業の強引な減量経営によつて雇用は一層深刻化し、不況地域の雇用不安や高齢者への犠牲はおびただしいものになつております。企業収益が増大してGNPが拡大をしても、パートや一時雇用など、不安定な雇

大口資産家に対しては、現在の税制度の枠を変えるなども二兆六千億程度の增收は可能であります。また、大企業の二十兆円にも及ぶ種々の内部留保の一定割合に対する課税、さらには高額所得者

用しか拡大をされずに、労働者の実質所得はほとんど横ばいであります。中小企業の回復も、いまだ過去の水準に達しておりません。また、最近の卸売物価の高騰は著しく、八月に

者一定規模以上の土地所有者に対する課税の強化、大企業法人税の引き上げなどを実施すれば必要な増収は確保できるのであります。税の公平化、公正化を実現して財政の健全化を

年率二二・四%もの上昇となつており、経済の連関からして数カ月以内に消費者物価にはね返ることは必至であり、深刻なインフレが国民生活を襲おうとしております。

因るためには、弱い者からしぶり取るのではなくて、大企業、資産家、高額所得者を優遇していく数多い税の特権を取り上げるという道理にかなつてゐる。これが、必ずやあります。

今日最も重大な課題であるインフレ対策について、総理は所信表明で強い決意で臨んでいくと言つておりますが、実際にはどうでしょう。実際には、今一つの危機感がございません。

(拍手)総理の御所見を承りたい。  
なお、財政再建に当たっては、不要不急の経費の節減することはもちろん当然であります。

陸には全くこの通りであります。たとえば、大平総理は、原油価格の値上がりは市場に任せ、小売価に反映をさせ、政府は介入しないと早々と声明をいたしましたが、このあとは、

たとえば、政治的利権となりやすい現在の十三兆円にも及ぶ補助金制度の政策効果の点からの抜本的見直し、全部で百八にも及ぶ公社、公園、事

かし、且つ、この説明をいたしましたが、このお方が、この発言が企業の先取り便乗値上げを助長したこと、は明らかな事実であります。(拍手)

業団を整理統合して、さらには中央官僚の天下り人事を規制し、役員の数を減らし、高額な渡り鳥退職金の悪弊をなくすこと、大型公共投資の繰り返し

一一〇番活動による実態調査では、灯油では十八リットル入り一かん約百円、ガソリンではリットル当たり十円、A重油ではキロ当たり一万円以

延べ、防衛費の縮減など、数多いむだと不急の支出を削減すれば、一定期間内での財政の再建は可能であります。

上もする不当な値上げが行われているのであります。

次に、今日急速に深刻化しておりますインフレ対策についてただしたいのであります。

國の原油値上げは六月からでありましたが、政府が、現在政府、業界が持っている八十七日分の備蓄を先に消費者に供給することを指導すれば、六

十一月となり、値上げの幅も緩やかにできたはずであります。また、業者間で取引されている業種が価格つり上げの元凶であります。政府がやる気があるならば、法律に基づいて標準価格を設定をすれば、このような石油転がしによる値上げや売り惜しみは防止し得たはずであります。(拍手)

さらに、便乗値上げ防止のため、わが党が実施したような価格情報を積極的に消費者に提供することが非常に有効であるにもかかわらず、政府はあえてこれを行わなかつたのであります。

(総理)これがあなたの言う強い決意なのですか、何もやっていないじゃないかありませんか。これでは政府はまさに石油危機をみずから演出し、石油隠し、インフレを促進させた共犯者であります。

(拍手)総理の明快な答弁をいただきます。

総理の言う田園都市国家構想も、従来の自民党政府のもとで進められてきた開発同様、乱開発と地価高騰によって自然破壊、環境破壊を引き起します。国民の期待を裏切ることは明らかであります。特に、その根本原因の一つは、生活中心の都市計画を軽視し、土地制度の欠陥を放置していることであります。

わが党的土地調査によりますと、八〇%の人が土地制度の欠陥を指摘をし、七一%の人が地価水準の異常な高さを強調して、政府の無策と企業行動を厳しく批判しているのであります。

地価の高騰を抑え、公共用地の拡大を図るために土地政策を確立することが、都市問題の解決と地域経済発展の必須条件であります。譲渡税緩和の政策の失敗を認め、土地は商品にあらずといふ原則を確立をし、企業取引よりも地域自治体、住民の土地利用計画を優先させることを、この際、明確にすべきだと思いますが、総理の所見を伺いたい。(拍手)その上に、産業や人口の都市集中を排除し、国土の均衡ある利用を実現し、住みよい地域社会を育成すべきであると考えます。

中小企業、農業等を重視した地域産業を振興し、自治体の自主財源を拡充し、生活関連施設や

公的生生活保障を拡大をし、さらに地方の教育水準の向上など、中央集権・中央統制から脱皮した地方分権思想に立つ経済政策と財政の推進こそ、本当の意味の田園都市づくりではないでしょうか。

地域産業の振興の中軸をなす中小企業対策には、地方自治体などの研究指導体制が欠かせませんし、現在大きな問題である不請対策の強化、大企業の支配関係や不公正取引の徹底的規制は一刻猶予も許されない状況であります。

わが国の食糧自給率は四〇%を割りました。先進諸国にも例を見ない食糧輸入国に転落をいたしております。エネルギー問題に劣らない深刻な情勢になつております。また、農業の振興は、国土の有効利用、地域産業の振興、雇用の安定などからも不可欠であります。これまでの自民党政府の食糧輸入政策を抜本的に転換をし、農業再建、食糧自給促進のための地域農業振興計画を農政の基本に置き、少なくとも穀物自給率六〇%の達成、畜産、果樹、園芸作物を組み合わせた総合農政の確立と、特に地方市場の整備など、流通改善等を強力に推し進めなければなりません。

土地問題の解決、中小企業の振興、農業の再建、どの一つを欠いても地域社会の発展は不可能であります。大平総理のこれらの問題に対する認識と具体策をお伺いをいたしたいと思います。

(拍手)次に、エネルギー政策についてただしたいと思います。

わが党は、御承知のとおり四、五年前から省エネギーと太陽熱、地熱、水力、波力など自然エネルギーを重視をし、エネルギー開発公団の設置など、国が主導的役割りを果たすことによって、長期的には全体の三割程度をいわゆるソフトエネルギーによって国内で確保することを主張してまいりました。その間、中期的には石炭、天然ガスの活用によって輸入石油を計画的に減少することは十分可能であります。

問題は予算と財源であります。これまで政府は

この分野を全く軽視し、ことしの予算はアメリカの十分の一以下という驚くべき低水準であります。この際、こうした分野における予算の長期的確保を図らなければならないと思ひます。

御承知のとおり、現在ガソリン税などの膨大

な財源が、エネルギー効率から見るならばはるかに劣る高速道路などの建設に投入されておりますが、ガソリン税の用途は見直すべき時期に来ております。自然エネルギー開発や省エネルギー対策エネルギー効率のよい公共輸送体系の整備にもガソリン税を振り向けるべきだと思いま

す。

また、政府が促進しようとしている原子力発電についても、安全性に大きな欠陥があり、さきの米国の事故は、まだ研究段階にあることを事実

電力供給は一夜にして崩壊をすることは明らかであります。政府の方針は転換すべきであります。

以上、明快な御答弁をお願いいたします。

高齢化社会対策については、同僚西宮議員が詳

細な質問を行いますので、私は端的に二つの点に

わたくてお尋ねをいたします。

その第一は国民の不安を取り除くことであり、そのためには定年制と年金の実施を接続し、退職

だけは絶対に引き起こしてはなりません。まずこ

のことを大原則とすべきだと思います。

次に、エネルギー政策についてただしたいと思

います。

わが党は、御承知のとおり四、五年前から省エネギーと太陽熱、地熱、水力、波力など自然エネルギーを重視をし、エネルギー開発公団の設置など、国が主導的役割りを果たすことによって、長期的には全体の三割程度をいわゆるソフトエネルギーによって国内で確保することを主張してまいりました。その間、中期的には石炭、天然ガスの活用によって輸入石油を計画的に減少することに受け入れる用意があるかどうか、お答えをいた

次に、外交、防衛の基本姿勢についてただした

いと思います。

わが国の国民生活と安全を守るために、今日の国際情勢から見て、軍事力の増強や軍事同盟では達成できないことは明らかであります。

國を守るということは、とりもなおさず国民の暮らしを守ることであります。そのためには、何よりも食糧や石油輸入等の安定的確保と自給化の促進を図ることであり、平和五原則に基づいて、積極的な平和の国際環境を創造することが不可欠の課題であります。

大平さん、あなたは軍事力をもって石油や食糧の確保を図ることができると思つておりますか。

そんなことは三歳の童子でもよく知るところであります。軍事力をもつて国民生活を守る、あるいは一国の外交、防衛を論ずることは、いまや時代

錯誤と言わなければなりません。非同盟、積極中立の外交方針こそ、多極化時代の国際関係に正しく対処する方針であると信じますが、この点についての総理の所見を承りたいと思います。

最近の大平内閣は、外交よりも軍事を優先させる方向をとりつつあるのではないかと、国民は危惧と懸念を持つております。防衛廳と外務省との間の食い違いは、これを端的にあらわしております。山下防衛廳長官の韓国訪問、沖縄における大規模な米軍上陸演習、さらには、

防衛白書に見られるソ連の軍事的脅威の誇大な強調と仮想敵国視、実質的な五次防にかかる中期業務見積もりでの軍事力の増強計画、これらはすべて力の誇示と緊張激化の政策と言わなければなりません。

このような大平内閣の姿勢は、一方では財政再建のために国民の犠牲を強いながら、他方では軍事の強化を進めようとするものであり、これで

は、あなたの言う南北問題に対する貢献どころか、経済大国日本が、やがては軍事大国日本になるのではないかというおそれをアジアの国々に与えるだけではございませんか。(拍手)総理の所見

をしかと承りたいと思います。

大平さん、あなたが内閣を組織して、信頼と合意の政治をスローガンにして十ヶ月余りを経過しましたが、この間の実績を見れば、まさに、信頼と合意を踏みにじる政治であつたと断ぜざるを得ません。

すなわち、第一には、航空機汚職究明に対する一貫したあなたの消極姿勢と、国会の国政調査に対する妨害であります。

第二には、石油価格の上昇を野放しにし、先取り値上げを助長させ、第三には、弱者をねらい撃ちにした一般消費税を初め大衆増税強行の姿勢であります。

第四は、靖国神社公式参拝や元号法制化など、反動化路線の強行であり、第五には、日韓間の重大な問題であった金大中氏の原状回復の基本的な権利をみずから踏みつぶし、朴ファシズム政権との一体化関係を一層緊密化し、日韓軍事協力体制の強化を図っていることであります。

第六に、安上がり政府論や福祉見直し論などを口実に、高齢化社会に逆行する福祉政策の後退であり、田園都市構想や日本型福祉社会など、耳当たりのよい、抽象的なムードによる世論操作などを行わせ、国民の信頼と合意を裏切るものばかりであります。

このような大平内閣の露骨な権力志向の政治のもとでは、八〇年代の日本は、大衆増税の時代、福祉後退の時代、政治の腐敗と軍事大國化の時代となることを私は恐れるものであります。

(拍手)

一九八〇年代を、庶民の暮らしやお年寄りが大切にされ、格差と不公平のない人間回復の時代、教育の荒廃や金権腐敗政治を一掃して、民主主義と平和をみずからつくり出す時代とするためには、汚職隠し、増税隠し、インフレ隠しの国民に背を向けた政治を根本から改めて、国民の声、庶民の声に耳を傾ける政治でなければならないこと

をしかと承りたいと思います。

大平さん、あなたが内閣を組織して、信頼と合意の政治をスローガンにして十ヶ月余りを経過しましたが、この間の実績を見れば、まさに、信頼と合意を踏みにじる政治であつたと断ぜざるを得ません。

すなわち、第一には、航空機汚職究明に対する一貫したあなたの消極姿勢と、国会の国政調査に対する妨害であります。

二〇〇九年九月五日  
昭和五十四年九月五日  
衆議院会議録第三号  
国務大臣の演説に対する下平正一君の質疑

を最後に率直に大平さんに申し上げ、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 下平さんの第一の御質問は、航空機輸入に絡まる疑惑解明について

のことでございます。  
わが党並びに政府がこの問題に積極的でないという御批判でございます。下平さんも御承知のように、この問題につきましての刑事当局の刑事責任の解明は終わったわけでございますが、刑事当局の発表によりますと、あなたの言われる岸氏は全然この事件に關係がないという御報告でござります。

松野君の証言でございますが、これは偽証罪になるかどうか、主觀の絡む問題でもございますので、法務当局としては自信が持てないという報告を聞いております。

国会がその権威において問題を究明しようとする場合におきましては、こういう事実を踏まえて、賢明な御判断をいたしかなければならないと私は考えております。自民党的體質と關係のある問題ではありません。また、政府と自民党が真相の究明に不熱心であるといういわれなき誹謗は、お受けするわけにはまいりません。

国会の調査権の發動に対しましては、從来どおり、政府はできるだけの協力をしてまいります。このようにおきましては、こういう問題を踏まえておきます。

真相究明につきましての第二の問題は、国会が資料を政府に要求した場合におきましては、これに対して誠実に応じなければならぬという御説でござります。

私は、これまで正当な理由がなくて資料の提出を拒んだことは全然ないことを確信をもって申し上げられます。(拍手)

問題は、公務員の守秘義務と国政調査権との間の調和をどう図るかという問題で、下平さんも百も承知のこととと思うのですが、この国政調査権の發動によって資料の要求がある、その資料の公開によって守られる國益と、それから守秘義務によって守られる國益との間のバランスをどのようにして保っていくかということは、お互いにかかるかといふ判断から、自由民主党に検討を依頼いたしておるわけでございます。政治家の資産の公開問題とかあるいは政治倫理憲章の制定といふような問題は、政府が提倡いたしますよりは国会において真剣に御検討いただきなければなりません。

第二の御質問は、再発防止に関した問題でございます。グラン事件もロッキード事件も、御指摘のようにアメリカのSECの資料が発端となりました。この航空機疑惑の問題に関しまして下平さんの御質問は、再発防止に関した問題でございます。第三の御質問は、再発防止に関した問題でございます。今後もこの方針に変わりはありません。

この航空機疑惑の問題に関しまして下平さんの御質問は、再発防止に関した問題でございます。

この問題につきましては、この提言がまとまり次第、正規の手続で国会に要請いたしたいと存じます。

しかしながら、いま政府の立場でやらなければ

ならないことは幾つかあると判断いたしておるわけでございます。第一は、個人の政治資金の明確化を図るべきである、その措置を具体的に講じなければならぬ。そのための政治資金規正法の改正、それから企業倫理の確立をする意味におきまして、先ほど申しました監査制度の強化等に絡まぬ商法の改正問題、それから賄賂罪の刑の引き上げでございますとか、あるいは公訴時効の延長問題、これは脱税犯も同様でございますが、その整備強化の問題は速やかに取り上げなければならぬと考えておるわけでございます。政府から御提案を申し上げました場合にはおきましては、御協力をお願いいたしたいと存じます。

国会の解散は、民主主義の公正な活力のある運営という立場から行わるべきものでございました。私物化すべきものではないことは私もよく承知いたしておるつもりでございます。こういう不幸な事件があるからいま解散を急ぐのであるといふわれなき誹謗は、あなたにそのままお返しあなければならぬと思います。(拍手)

下平さんの第二の御質問は、財政再建について御指摘でございます。私が党におきまして度の見直し、金のかからない選挙制度を考えるべきでないか、寄付行為の禁止を含んで、そういうことを考えなければいけないのでないかという御指摘でございます。私は、これまで正当な理由がなくて資料の提出を拒んだことは全然ないことを確信をもって申し上げられました。

それから、下平さんが言われるところの選挙制度の見直し、金のかからない選挙制度を考えるべきでないか、寄付行為の禁止を含んで、そういうことを考えなければいけないのでないかという御指摘でございます。私が党におきまして度の見直し、金のかからない選挙制度を考えるべきでないか、寄付行為の禁止を含んで、そういうことを考えなければいけないのでないかという御指摘でございました。

財政が今日、非常に多くの国債につかりましては、有力な先輩からそういう御提案をちょうだい危機の状態にあることは、下平さんもよく御承知をいたしておることは私もよく承知いたしておきます。本件につきましては、事選挙のルールの問題でございますので、政府がイニシアチブを

れをいかにして、どういう手順で、どういう方法

ければいかぬと考えております。

第二は、現行税制でそれでは増収の余地があるかないかという問題でございまして、下平さんは高額所得者への課税問題を取り上げられたのでございます。

下平さんは御承知のように、わが国の所得税法は、先進諸外国に比較いたしまして高額所得者にきわめて厳しい課税制度になつておりますことは御承知のとおりであります。また、この高額所得者は数も少のうござりますけれども、われわれはこれから多くの財源を期待できるとはしたがつて思つておりませんけれども、最善の努力はしてまいるつもりでございます。

大口資産家に対する課税はどうだという御指摘でございますが、この点につきましては、利子配当所得の総合所得化につきましては、いま政府の税制調査会におきまして、総合課税移行のための準備を検討願つておりますことは御案内のとおりでございまするし、ことしも、御案内のようにキャピタルゲインの課税につきましては相当の改正をやらしていただいておるわけでございます。

あなたが言われる富裕税でございますけれども、これは毎年毎年社会党の御提議にかかるておる案件でござりますけれども、執行面で種々の困難があることは、政府もよく承知いたしておりますけれども、積極的にこれが可能かどうかの真剣な検討をいまやつておるところでございます。

そのような措置を一方において進めながら、歳出面におきまして相当思い切つた見直しを行い、行政費の節減を図らなければならぬと考えておりますが、そういうことによつて浮きました財源をもついたしましても、八兆円を超える赤字公債を整理するということにつきましては、なお十分な財源を得られるものとは考えていないのであります。そこで、その場合におきましては、国民の理解を得まして、新たな負担をインフレ防止のためにお願いしなければならないのではないかと考えております。

しかば、それはどういう方法で実行するかと  
いうことでござります。政府も、自由民主党も、  
一般消費税を実行するとは言うておりません。國  
民の理解が得られるならば、五十五年度から導入  
いたしたい、という希望は申し述べたことがあります。  
す。しかし、財政再建の目的がほかの税目の増収  
によりまして可能であれば、私はあえて一般消費  
税に固執するものではないのであります。(拍手)  
この問題は、五十五年度の予算の編成におきま  
して具体的に答えを出す以外に道はないわけで  
ざいますので、そのときに政府がどのような答審案  
を出すかをこらんいただいて、御批判を仰ぎたい  
と思います。現在の段階におきましては、財政再  
建というものがどういうものであるか、これにど  
ういう手順をもつて臨もうとしたとしておるかとい  
うことを、国会を通じて国民に申し上げる段階で  
あるうと考へておるわけでござります。

と考えております。

それから、下平さんのその次の問題は、インフレ対策に関連いたしまして石油の価格政策についてのお尋ねでございました。

私は、原油の海外高によるコスト高を転嫁していくことは、市場の原則からいってやむを得ないといたましても、これに便乗する値上げあるいは買い占め売り惜しみ等につきましては、断固たる措置を講ずると申し上げておるわけでござります。

私はいま、石油価格政策につきまして政府の持つておる権能行使してこれに介入すべき段階にあるとは思わないであります。石油は需給の安定がとれておる以上、そんな必要はないと考えております。そういう不当な介入をやると、かえつて石油の経済を乱すおそれがあると判断しておりますからでございまして、私どもいま政府がとつておる政策によりまして、石油の需給は安定の方に向っておりますことは御案内のとおりであります。しかし、一部にあなたの言われるような事実が全然ないと私は強弁するものではないのであります。そういうものにつきましてはケース・バイ・ケース、われわれの通産省あるいは公正取引委員会等の機能を使ひましたとして、厳重な監視を続けてまいりましたがございます。

次に下平さんは、土地政策についての御提言がございました。

私は、当面の課題は、地価の安定を図り、優良低廉な住宅地の供給の促進を図ることが土地政策の基本であると考えております。このため、国土利用計画法の的確な運用、計画的宅地開発事業の促進のための措置を総合的に講じて、御期待にこたえたいと考えております。

次に、中小企業対策についてのお尋ねがございました。

中小企業は、量的にも質的にもわが国の経済を支える根幹でございます。しかしながら、技術力、経営力が弱うございますので、中小企業の

経営の安定のために技術開発力の強化、それから中核的な人材の養成に全力を挙げますとともに、

地域産業、地域の特性、あるいは高度の技術に支えられた多彩な地域産業の育成に当たりたいと考えております。

御指摘の下請取引の適正化あるいは中小企業に対する官需の発注の確保等につきましては、全力を差しでくるところでございます。

次に、農業政策、食糧政策についてのお尋ねでございました。

御指摘のよう、国民に食糧を安定的に供給することは、国政の基本的な要請課題でございまます。このため、政府としては国内で生産可能なものは極力国内生産で賄う方針のもとに、地域農業の振興を図つて総合的に食糧自給力の向上に努めているところでござります。

道路整備の問題でございますが、この問題はエネルギー政策との関連におきましていま関心を呼んでおるわけでござりますけれども、わが国の道路はまだ十分とは言えないでございまして、負担と受益の関係を精細に吟味しながら道路政策は考えていくべきでございまして、ガソリン税の使途との関連におきまして、道路財源をいかにわかれられるかに変更するという考えは持っております。

それから、原子力の和平利用の問題につきまして御注意をいただいたわけでございますが、石油の供給が量的にも価格的にも不安定になつてしまつました今日、代替エネルギーといったしましてわれわれが信頼できるのは、目下のところ原子力と石油でございまして、これにつきましては、信頼できるエネルギー源ではござりますけれども、安全性の確保に周到な配慮を加えながら、住民の理解と協力のもとにこの開発を進めてまいりたいと考えております。

老齢化社会に関連いたしまして、六十歳に定期を延ばし、完全週休二日制を計画的に実施せよといふことでござります。

さきに政府で決めました新経済社会七ヵ年計

画、それから第四次雇用対策基本計画におきましては、今後の高齢化社会に対処いたしまして、昭和六十年度には六十歳定年を一般化する等、高年齢者雇用対策を進めますとともに、週休二日制をとることでござります。

最後に、政府の外交防衛政策についての御批判を含めまして企業の労働時間が欧米先進国並みの水準に近づくことができるよう、その目標の実現を積極的に図つてまいることにいたしております。

最後に、政府の外交防衛政策についての御批判を含めての御注文をいたいたわけでございます。

私は、あなたが御指摘のように、軍事力によつてすべてができるなどという妄想を持つておるものではございません。と言って、軍事力を軽視しないとは考えていないであります。われわれは、防衛力の整備も、安保条約の誠実な運営も、総合的な外交努力も、整然たる内政の民主的な展開も、一緒になりましてわが国の安全と名誉が守られるものと承知いたしておるわけでございまして、そういう基本の見解には毛頭変わりがないことを御理解を願いたいと思います。(拍手)

### ○議長(鷲尾弘吉君) 木野晴夫君。

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 私は、自由民主党を代表し、九月三日本院において行われました大平内閣総理大臣の所信表明演説に対し、若干の質問を行うものであります。

本国会は解散国会と言われております。この会期のいすれかの時点において解散が断行せられるのであります。國民は強い関心を持って見守つております。總理の明快率直な御答弁を要求するものであります。

まず最初にお伺いいたしたいことは、解散についてであります。

衆議院の解散権は内閣総理大臣の最高の権限であり、最大の政治判断であります。國民は、大平内閣がなぜ国会を解散して総選挙を行うのか、また大平総理ほどのような政策をもつて國民に信を

問わんとするのか、このことにつきまして強い関心を持つております。

わが自由民主党は、解散、総選挙について次のことを考えております。すなわち、当面する政局

を安定させ、希望に満ちた八〇年代の新時代を開かんとするものであります。

したがして、現下の政治に求められております緊急にして基本的な課題は、次の五つであります。

すなわち、信頼と合意に基づき、清潔で公正な政治を確立することであります。

第二は、世界的なエネルギー情勢に迅速かつ適確に対応し、インフレと失業のない安定した経済成長を定着させることであります。

第三は、徹底した行財政の改革を推進いたしまして、國、地方を通じる健全な財政基盤の確立を図ることであります。

第四は、高齢化社会、國民の価値観の変化に対応いたしまして、人間性豊かな潤いのある日本型福祉社会の建設を実現することであります。

第五は、流動し、進歩する世界の中で、日本の未来を担う創造性と活力のある青少年を育成することであります。

わが自由民主党は、これらの政治課題を中心に政治の積極的展開を図り、八〇年代の新時代を築くとともに、無限の可能性のある二十一世紀のとびらを開くために、ことに信を國民に問うものであります。

まずもつて總理の解散、総選挙に対する基本的な考え方をお伺いいたします。

野党の一部には、今回の総選挙は党利党略に基づくものである、疑惑隠しをするためである等々、まことに低い次元の主張を繰り返しております。現に本日行われました社会党の代表質問の中におきました、こういったことを繰り返し述べておるのであります。



ないかと思うのであります。

ないかと思うのであります。このような物価の動向を見るとき、政府におかれまして実効のある対策を機敏に適切に実施するところが必要であります。国民に不安を起こさすことのないよう特段の御留意をお願いいたしたいのであります。(拍手)

總理は所信表明演説においても、物価対策を重視し、特に、原油価格の値上げに便乗する不公正な値上げは断じて許さないという強い決意を述べつゝあります。国民の一脊骨心と抱こ

おる点でありますので、さらに万全を期せら  
れるよう重ねて要請するものであります。(拍手)  
質問の第四は、財政再建と行政改革についてで  
あります。

衛平知のよう、五十四年度の一般予算は三十九兆円、そのうち四割の十五兆円は国債政策に依存いたしております。年度末には、国債残高は六十兆円に達するのであります。このような大幅な国債依存財政をできるだけ速やかに健全財政に立て直すことが何よりも大事であります。安易に現状を放置しておきますと、インフレを招き、国民生活に大きな負担を強いる結果になりかねないのであります。

財政再建の問題は避けて通れない問題であります。財政再建のための第一の柱は、景気回復基調の定着による自然增收の確保であります。第二の柱は、「行政改革を初めとする経常歳出の徹底した削減であります。これらの努力を尽くした上で、お足らないときには、国民の理解を得て、初めて新たな負担をお願いすることになるものと信じます。(拍手)

民間では、さきに申し上げましたように、苦し  
い試練に耐えてきたのであります。民間が厳しい  
決意をもつて減量経営に努力していることを考え  
ますと、國も地方もこれと同様な、これ以上の努力  
力を払うのは当然であります。(拍手)行財政の改  
革の必要を痛感するものであります。

して容易ではありません。歴代内閣が常に唱えてきたところではあります、いざれも総論賛成、各論反対でございました。私は、大平總理がこれを実現する上に何よりも必要なことは、総理がリーダーシップをば發揮して関係機関に当たられるとともに、国会におきましては、わが自由民主党はもとより、野党の諸君の理解と協力を得るよう、最大限の努力を尽くすことが必要であると思います。(拍手)

に、温かい家庭は日本の美  
ばさらば伸ばしますように思  
ると思うのであります。国民の祝日として一家に、その御意思はどうぞいたす次第であります。紹介するところがござります。紹介するところがござります。

風であります。これを一層の努力が必要である民の大きな期待がある期待にこたえるための日」を設けるかどうか、せんかどうか、お伺い

さらだ、恩給関係法案について、だその見通しを得ておらない関係は、生活に関係するきわどいです。恩給関係者は二百二十人であります。しかも、老齢者が多いのです。この法案の一日も早い成立をめざします。(拍手)わが法案の成立のために、さらにこれを申し上げますとともに

ましては、今日まであります。恩給で大きな問題でござる十万人おられまして、野党におかれま

総務省の第二の柱は、補助金等の徹底した削減であります。五十四年度の予算におきまして、十三兆円になんなんとする補助金のうちには、すでに、総理も触れられましたように、その目的を果たしたもの、また、その効力の期待できないも

田園都市構想につながるわけでございます。一言申しまして、いまや地方の時代でござります。私は、思い切って行政権限を地方に移譲する、ないしは予算をば一定の枠をもつて自由に地方政府に使わす、そういうふた配慮が必要である

（拍手）こういったことは一度と繰り返してはならないのです。そのためには政局の安定が何よりも大事でございます。政局の安定、これが今  
とてもこの際、反省、そうして同意されます」とを心から祈つてやまないものでござります。

の等、数多くござります。抜本的な整理合理化を行ふ必要があります。

さらに、総理も言われておりますように、いわゆる三K問題、国鉄、米、健保、これにつきまして根本的な合理的な改革を行い、財政負担を軽くすることが経費節減の第三の柱であります。

景気回復の定着、そして自然増収を十分に見通して、これをこととして行いますとともに、経常経費の徹底した削減に努力をし、それでもなおお

と思ひますが、總理は、その点についてどのようにお考へでござりますか。

次にお伺いいたしたいことは、國民の公共精神の涵養でござります。

小さい國といいましても團結すれば必ず興るといらっしゃがござります。まことにそのとおりであると思ひます。権利には必ず責任と義務とが伴います。いまこそ私は、社会公共精神の發揮が必要であると思うでござります。

○議長(瀧尾弘吉君)　ただいまの木野晴夫君の発言中、もし不穏な言辞があれば、速記録を取り調べの上、適当の処置をとることといたします。

(拍手)

大平総理大臣におかれましては、全党員の先頭に立って全国民に強く訴えられますことを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。

内閣総理大臣大平正芳君。

財源の足らない場合に初めて国民の理解により新しい負担をお願いするというのが財政再建の筋であると信じます。(拍手)財政再建即増税、ないしはそれの延長の考え方、野党の人たちに多いのですが、これはきわめて短絡的な考え方でございまして、経済運営に責任のあるわが自由民

さらにまた、次代を担う青少年の育成につきまして一段の努力を払うべきであると思いますが、總理のこの点についての御見解をお伺いいたします。

○内閣總理大臣大平正芳君登壇  
内閣總理大臣(大平正芳君) 木野晴夫君の御質問にお答えいたします。  
第一の御質問は、いわゆる解散についての私の考え方のお尋ねでございます。  
私は、現在、経済は着実に回復し、石油危機以来

主党のとらないところでござります。  
以上、財政再建問題に關し、総理の明快なる御  
答弁をお伺いいたします。

本日、本院におきまして葬事二法が通過いたしました。そして、参議院に送付されることになりました。スモン患者の救済につきまして見通しを得ましたと

後の混乱を克服することができましたが、エヌカルギーの制約と財政事情は一段と厳しさを加え、わが国の国際的責任も一層高まっておるようと思ひ

質問の第五は、家庭基盤の充実についてであります。私は、いま、戦後の苦しい時代から今日に至りました過程を考えてまいりまして、あの苦しい時代、家庭によってよりどころがあったことを思ふのでござります。總理の言われましたよ

とは私もこれを喜ぶ一人でございます。しかしながら、この法案は前の国会において通つておるべき法案でございました。

私としては、こうした情勢を踏まえまして、議ます。一方、前回の総選挙以来、すでに三年に近い日時を経過いたしておりますので、この際、政局の一新を図り、新しい事態に対処すべしとの意見も漸次国民の理解を得られつつあるよう思ひます。



それは一般消費税の問題であります。総理の答弁は、国民の理解を得られるならば五十五年から導入したいということを言った、すなわち、なるべくならば導入したいという希望を表明した、こういう答弁でありますけれども、これはすでに本年の八月十日の閣議で明確に閣議決定をいたしているわけであります。その明確なる閣議決定とは、一般消費税を昭和五十五年度中に実施できるよう諸般の準備を進める、このように明確に記してあるわけであります。したがって、総理が單に希望を表明したというような筋合いのものではないので、私は、この閣議決定こそが最も権威のある政府の方針だと考へるわけでございます。したがつて、その点を明らかにして、あくまでもこの問題は、いま私が朗読したとおり正式に閣議で決定しておる、こういうことを明らかに答弁をしてもらいたいと思います。(拍手)

いま私がこれから指摘をしたいと思ひますのは、総理が演説の中でうたつておる「日本型福祉社会」の中身は何かという点、もう一つは、税金が国民のために役立つて使われておるかどうかといふ、この二点であります。

つまり、私の疑問は、「日本型福祉社会」の名のもとに福祉切り下げるねらつておるのではないかという疑問、続いて第二は、大平内閣は行政効果の判定もなしに増税に突つ込もうとしておるのでないか、この二点であります。

ところで、総理、まずあなたは一体現在の国民生活をどのように理解し認識をしておられますか。私は、総理が演説の中でたびたび引用されましたが、この新経済社会七ヵ年計画であります。何といふか。すると、それには、「我が国の国民生活の水準は、高度経済成長の過程で飛躍的に高まり、先進工業諸国に追いつき、また、地域間所得格差も目立つて縮小した。国民生活は豊かになり云々と記してあります。なるほど、カラーテレビその他の電気製品が普及し、あるいはマイカー、マイホー

ムなども際立つてふえてまいりました。農村の生産状況も確かに一変をいたしました。

しかし、この計画立案の責任者、経済企画庁の担当局長が強調しておる、ゆとり、安らぎ、潤い、生きがいなどの生活が、一体どこに発見できましようか。地域間所得格差の縮小、すなわち都市、農村の格差の縮小であります。これは決して農業所得に基づいたものではないので、農家の所得の七割以上を占める農業外所得、農業外の所得、すなわち、最も非人間的な出かせき労働等によって得られた収入によるわけであります。

マイホームは、狭くて粗末な公共住宅、粗製乱造の民間住宅が持ち家住宅の必要を促し、その結果、住宅ローンなどの借金返済に夫婦共かせぎで生涯をかけていく例が少なくないのであります。だから、国民大衆の生活の実態は、この七ヵ年計画にうたわれておる内容とはおよそかけ離れておるのであります。それに加えて、石油元売り業者は九月からの第五次値上げを発表いたしました。まさに天井知らずの値上がりであります。農業用、漁業用のA重油等もそれに劣らず高騰いたしております。これは量においてはどうやら間に合つておるようですが、ただし、その特別に間に合わせてもらつたものについては、例外なく便乗値上げではないと政府は強弁するのであります。

次には、年金をもらえないうちに退職させられ、厚生年金が平均して月八万数千円、年金受給者の六五%を占める福祉年金など経過年金は月二万円とそこそこのうのでは、一体だれが安心しておられます。これは量においてはどうやら間に合つておるようですが、ただし、その特別に間に合わせてもらつたものについては、例外なく便乗値上げではないと政府は強弁するのであります。

この非常事態に対処して、当然に石油三法を発動して、便乗値上げや、売り惜しみあるいは買い上げれば際限はありませんが、試みに二、三の例を挙げて総理の所見をただしたいと思います。

今回、スモン病患者のための薬事二法が成立しようとしていることはまことに結構なことであります。しかし長い若しい裁判闘争を続け、やっと勝訴の判決をかち取ると、国は直ちにこれら患者を相手にして上訴をして争うのであります。何といふか。それをひもといてみました。

私は、担当大臣の事務的な見解等を聞こうとは考えません。ぜひとも総理自身の次元の高い、人

道的な立場の御判断を伺いたいと思います。

次は、相次ぐ物価の高騰であります。一例を灯しますと、私どもは、原油の値上げを基礎としてあらゆるファクターを加えて計算をいたしましても、今月の価格は大体八百二十円程度であり、年末が来ても八百八十八円が妥当な値段だとはじておるのです。しかし、この計画立案の責任者、経済企画庁の担当局長が強調しておる、ゆとり、安らぎ、潤い、生きがいなどの生活が、一体どこに発見できましようか。地域間所得格差の縮小、すなわち都市、農村の格差の縮小であります。これは決して農業所得に基づいたものではないので、農家の所得の七割以上を占める農業外所得、農業外の所得、すなわち、最も非人間的な出かせき労働等によって得られた収入によるわけであります。

マイホームは、狭くて粗末な公共住宅、粗製乱造の民間住宅が持ち家住宅の必要を促し、その結果、住宅ローンなどの借金返済に夫婦共かせぎで生涯をかけていく例が少なくないのであります。だから、国民大衆の生活の実態は、この七ヵ年計画にうたわれておる内容とはおよそかけ離れておるのであります。それに加えて、石油元売り業者は九月からの第五次値上げを発表いたしました。まさに天井知らずの値上がりであります。農業用、漁業用のA重油等もそれに劣らず高騰いたしております。これは量においてはどうやら間に合つておるようですが、ただし、その特別に間に合わせてもらつたものについては、例外なく便乗値上げではないと政府は強弁するのであります。

次には、年金をもらえないうちに退職させられ、厚生年金が平均して月八万数千円、年金受給者の六五%を占める福祉年金など経過年金は月二万円とそこそこのうのでは、一体だれが安心しておられます。これは量においてはどうやら間に合つておるようですが、ただし、その特別に間に合わせてもらつたものについては、例外なく便乗値上げではないと政府は強弁するのであります。

この非常事態に対処して、当然に石油三法を発動して、便乗値上げや、売り惜しみあるいは買い上げれば際限はありませんが、試みに二、三の例を挙げて総理の所見をただしたいと思います。

今回、スモン病患者のための薬事二法が成立しようとしていることはまことに結構なことであります。しかし長い若しい裁判闘争を続け、やっと勝訴の判決をかち取ると、国は直ちにこれら患者を相手にして上訴をして争うのであります。何といふか。それをひもといてみました。

私は、担当大臣の事務的な見解等を聞こうとは考えません。ぜひとも総理自身の次元の高い、人

官 報 (号 外)

す。そこで、まずこのような日本型競争社会をもたらした原因は何か、次の三点を指摘せざるを得ません。

その原因の第一は、所得、雇用、老後、医療、教育、住宅などなど、生活基盤が社会的に確保され整備されていないことであります。

原因の第二は、これら生活基盤にかかる制度、施設、サービスが苟利本位に傾いて公的供給がこれに従属させられ、本来の公共的機能を発揮することができない点であります。

原因の第三は、国民生活の手段としての経済、財政運営ではなく、大企業本位の経済、財政のために国民生活が利用されてきたことであります。

以上に挙げたこの三つの点を百八十度転換させることなしに、やがんだ競争社会から脱出する道はありません。

その具体的な例として、子供とお年寄りの現実の姿を見てみましょう。まず子供たちの生活を見ると、核家族化の定着、住宅事情の悪化、母親の社会、労働参加の拡大等、大平総理の言うところの自助努力によつては対応できない多くの要因によって、家庭の保育、教育の機能が著しく低下をし、狭い部屋に閉じ込められるようにして一日じゅうテレビにかじりついて、遊びに参加できなくなってしまう子供がふえております。また、環境の破壊と汚染、交通事故の多発によつて、子供たちの暮らしから健康と安全が奪われ、さらには、いわゆる地域社会の崩壊と学歴偏重の競争社

会とによって、うちの子供さえよければという風潮を生み出し、地域の保育、教育の機能が全体として低下していることも見逃すことができません。

このような状況では、家庭及び地域社会の保育、教育の機能を高めるための条件を、政策的、制度的に整備することがまず必要であります。たとえば、育児休暇制度の拡充、保育所の整備、幼稚園における保育時間の延長、臨時短期保育制度の創設、義務教育諸学校の学級定員の縮小、障害児学校への強制就学措置の撤廃などが緊要であると考えますが、大平総理の所見を伺いたいと思います。(拍手)

また、日本では高齢化社会がいま目の前に迫っております。お年寄りの扶養については、総理は家庭の責務と言うけれども、その前に、まず雇用と年金の接続を図る計画を示すべきではありますか。また、およそ三十六万人の寝たきり老人、六十七万人に及ぶひとり暮らしの老人に対し、介護者派遣制度や訪問看護制度を整備する計画も、また欠かすことのできない重大なことであります。

以上の諸点について、政府には何らの具体的な効果的な施策もないと断言せざるを得ません。もあるならば示していただきたいと思います。

(拍手)

住民主体への道を進もうとするとき、特に社会的差別を受けてきた人々に対しても慎重でなければなりません。歴史的に見て國家権力は常に差別する側に立ってきたため、差別を克服するために必要な施策の選択は、極力差別された人々自身にゆだねることが必要であります。

次に、雇用問題もまた、大平内閣の言う自由社会の活力に期待したのでは何ら解決を見ることができないのであります。

いま、景気は回復しつつあり、大企業は増収増益に転じましたが、減量経営という名の雇用縮小、労働強化はすでに定着をし、失業人口も変化

を見ておりません。臨時雇いやパートタイマーなどの不安定な雇用を拡大するばかりであります。大平首相は、公務員の大幅な削減をうたい、あるいは農村では第二種兼業農家を農業から離脱させようとしておりますが、一体これらの人々に対する雇用の場所をどこに求めようとしているのか、全く不明であります。

そこで、いまこそ完全週休二日制、週四十時間の労働、六十歳以下の定年制の禁止などの法制化や、社会的公共サービスなどの新しい事業の拡大によって積極的に雇用の創出が必要だと考えます。また、雇用における女性差別をなくすためには、労働基準法の改悪ではなくして、母性保護の徹底を図り、婦人の働く権利と雇用の平等を保障するための男女雇用平等法の制定を図るべきだと考えますが、政府の見解はいかがですか。（拍手）さて、次は第二の問題、すなわち税金がこれを納めた国民のために十分役立つて生かされているかどうか、言いかえれば、税金がむだに使われていないかどうかを検討したいと考えます。

大平総理は、昭和五十五年度を初年度とする新定員削減五ヵ年計画の策定を表明されました。ところが、就業人口に占める公務員の割合を国際比較いたしますると、行政管理庁の調べでは、就業人口千人当たり、イギリスが二百十五人、フランスが百五十人、アメリカが百六十九人、西ドイツは百七十九人であるのに対して、わが日本は何と九十一人にすぎないのであります。行政機構が肥大化したと言えるレベルでは決してありません。これと類似をした統計は、五十二年度経済白書にも掲載されております。

そこで、まず総理にお尋ねをしたいのは、総理が口癖のように言っておるところの行政の肥大化、非効率化とは一体何を指して言われるのですか。それよりも国民に密着するサービス事業を徹底的に拡充して、これに公務員をフルに活動させべきであります。これこそ最も生きた予算の使い方であります。

また、狭い国土に道路予算をたっぷりつぎ込んで、その結果、道路はりっぱにできたが、日本列島がすたたかにされ、地域住民の静かな環境は破壊をされ、その上交通災害が頻発をし、さらに狭い日本にふり合いのモータリゼーションを促進する結果、国鉄は膨大な赤字に泣いているといふ矛盾であります。

あるいは山と積んだ米を運ばせておくことも、もつたない限りであります。米づくりはまさに日本民族最大の伝統的産業だと言つてよいと思ひます。せつかくの生産力を持ちながら、力でこれを抑えつけるのは、全くの矛盾であり、不合理であります。国内で多方面に活用の道を探ると同時に、海外輸出を積極的に考へるべきだと考えます。もちろん、それには多くの困難が伴うことを私も十二分に承知をいたしております。しかし、ことし初めて政府はこれに手をつけたらば、政府の予想を裏切つて、三倍以上の取引が成立をしたではありませんか。

私が食糧問題で何よりも恐るのは、日本の食糧生産が極端に低下し、外国、特にアメリカの御厄介にならなければ日本民族は生きていけないという事態に追いやられることであります。アメリカとしては当然にそれがねらいであります。

なぜならば、そのような状態になりさえすれば、アメリカは日本に対してどんな無理難題でも押しつけることができるからであります。国際分業論といふ名前のもとにまんまとこれに陥れられたら、それこそ重大問題であることを私は強く警告をいたしております。(拍手)

このように身近な例を数点拾い上げましたが、予算のむだ遣いは數え切れません。これらを大胆に改革するためには思い切つて発想の転換が必要であります。なぜならば、納税者は自分の納めた税金の行方をたやすく見きわめることができるわけ

であります。これが税の効率化と民主化を実現する道だと確信をいたします。これに対する政府の所見伺います。

最後に、私は、公職選舉法に関連する問題で一言お尋ねをいたします。

すなわち、今回の総選挙が巷間伝えられるようになります。かかる事態がどうして許されないことは、全く多言を要しない明白な事柄であります。政府は世間に伝えられておるような十月七日という日を避ける措置をとるに違ひないと考えます。お尋ねをいたしました。

以上、幾つかの質問ないしは問題提起に対し

て、率直かつ明確な答弁を要求いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳若登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 西宮さんにお答え

する前に、下平先生の御質問に対しまして答弁漏れがございましたので、補足をさしていただきま

す。

疑惑の再発防止に関して、再発防止協議会の提

言を待つておるということだが、これをどのように

進めます。これは、私としてはこの提言を待つて、

これを尊重して、その中で立法手続が必要と認め

られるものにつきましては、速やかにそのように

対処していくたいと考えます。

それから第二は、選挙浄化に関する件であるが、それらの結論

でも鋭意検討中であるが、それらの結論

をどうするかということです。

これは、自民党の結論を待ちまして、前向きに取り組んでまいります。

それから第三の問題は、西宮先生からも触れら

れた一般消費税問題でございます。下平先生は一

般消費税の問題をなぜ所信表明でうたわなかつたかということをございますが、これはまだ政府・与党として決定していないからでございまして、なるほど、先ほど西宮さんがおっしゃいましたように、七ヵ年計画の中に、一般消費税について昭和五十五年度中に実現できるよう諸般の準備を進めます。かかる事態がとうてい許されないことは、全く多言を要しない明白な事柄であります。政

府は上訴を行わないで係争中のものは取り下げよといふ御趣旨の御要請でございま

す。

スモン訴訟判決につきましては、国として承服

しがたい点もあり、また今後の行政の指針を定め

る上におきましても、重大な意味を持つ判断が示

されておりますので、上級審の判断を受けたのが

適当であると考えて控訴いたしました。しかし、

國はスモン問題の深刻さについては十分認識して

おるつもりでございまして、控訴とは別に今後も

全力を挙げて患者の早期救済を図つてまいる所存

でござります。

それから、物価問題についてのお尋ねでござい

ます。とりわけ灯油の物価が末端におきまして必

ずしも期待どおりいつないじやないか、石油三

法を発動して抑えていくべきではないかといふ御

質問でございました。

私は、先ほど下平、木野両氏にお答えいたしま

したとおり、石油製品の価格対策は、その需給の

安定をまず図ることであると承知しております。

この需給の安定が図られますならば、その上にあ

りまして価格の安定が図られるはずでございま

す。そういう意味で、石油製品全体につきまして

その需給の安定を図る手立てを鋭意講じておると

ころでござります。

灯油につきましても、端境期を控えまして九月

末の備蓄を六百四十五万キロリットル確保すべく

一般消費税の問題をなぜ所信表明でうたわなかつたかということをございますが、これはまだ政府・

与党として決定していないからでございまして、

なるほど、先ほど西宮さんがおっしゃいましたよ

うに、七ヵ年計画の中に、一般消費税について昭

和五十五年度中に実現できるよう諸般の準備を進

める旨の記載がござりますけれども、これは一応

の準備を行なうと述べたにとどまるものでございま

す。

いことは明らかでござります。(拍手)

西宮さんの第一の御質問は、スモン訴訟につい

てでござります。國は上訴を行わないで係争中の

ものは取り下げよといふ御趣旨の御要請でござい

ます。

スモン訴訟判決につきましては、國として承服

しがたい点もあり、また今後の行政の指針を定め

る上におきましても、重大な意味を持つ判断が示

されておりますので、上級審の判断を受けたのが

適當であると考えて控訴いたしました。しかし、

國はスモン問題の深刻さについては十分認識して

おるつもりでございまして、控訴とは別に今後も

全力を挙げて患者の早期救済を図つてまいる所存

でござります。

それから、物価問題についてのお尋ねでござい

ます。とりわけ灯油の物価が末端におきまして必

ずしも期待どおりいつないじやないか、石油三

法を発動して抑えていくべきではないかといふ御

質問でございました。

私は、先ほど下平、木野両氏にお答えいたしま

したとおり、石油製品の価格対策は、その需給の

安定をまず図ることであると承知しております。

この需給の安定が図られますならば、その上にあ

りまして価格の安定が図られるはずでございま

す。そういう意味で、石油製品全体につきまして

その需給の安定を図る手立てを鋭意講じておると

ころでござります。

灯油につきましても、端境期を控えまして九月

末の備蓄を六百四十五万キロリットル確保すべく

万般の準備を整えておるところでございまして、

異常な買いあさりがない以上は、私はこれで十

分

であります。これが税の効率化と民主化を実現す

る道だと確信をいたします。これに対する政府の

所見伺います。

最後に、私は、公職選舉法に関連する問題で一

言お尋ねをいたします。

すなわち、今回の総選挙が巷間伝えられるよう

になります。かかる事態がとうてい許されない

ことは、全く多言を要しない明白な事柄であります。

政府は世間に伝えられておるような十月七日

という日を避ける措置をとるに違ひないと考えま

す。お尋ねをいたしました。

すなわち、今回

の選挙

が選挙

を見ておるわけでございます。今年度に入りましたが、雇用機会は着実に増加いたしておるわけでございまして、これは、いまのような自由な経済体制のもとで、民間の活力の展開を期待しながらやつてまいる経済運営が、雇用造出に私は大いに寄与しているものと考えておるわけでございました。いまのこの仕組みで十分でなかろうという御懸念でございますけれども、そういう御懸念はなものと私は考えております。

それから、第二に、しかしながら、行政簡素化を進めるというようなことになった場合に、雇用問題をさらに深刻にする心配はないかという御指摘でございますが、この問題につきましては、国と地方とも十分相談しながら、また各省それぞれ相談いたしながら行政の簡素化を進めてまいります。そこでございまして、御懸念のようなことのないよう十分配慮してまいります。

諸外国に比べまして日本の公務員の数は必ずしも多くないじやないかという御指摘でございまます。私も御指摘のとおりだと思うのでござります。さればこそ日本の税負担も諸外国に比べて少なくなっておりますことは御案内のとおりでございまます。しかしながら、よそが多いから日本が多くしなければならぬという理由はないと思うのでございまして、われわれは、西宮さんも御指摘のとおり、国民の税金を最も有効に活用しなければならない立場にあるわけでございまして、少数精銳の公務員陣容をもしまして行政サービスを果たしてまることに努力しなければならないものと考えるものでございます。

行政効果判定委員会を設けて行政効果のアセスメントを怠ることのないようにやらなければならぬじやないか、そしてそれを国会に報告するぐらいいの心構えでなければならないのではないかという御指摘でございまして、もつともございまます。私は、いまの予算といふものはあなたの言われる行政効果のアセスメントで、それ自体がそうであらうと思つておるわけでございまして、より厳しく

くこのアセスメントを徹底いたしまして、むだの予算の編成を通じて経費の合理化に努めなければならぬと考えております。

それから、幼稚園、保育所等の一元化と申しますが、そういうことを因つてはどうかという御意見でございました。これはもちろん地域的に偏在等の事情がございますので、両施設の関連につきましては、政府としても十分調整を図りながらその整備を進めてまいりたいと考えております。

学校体育施設の開放等につきましては、すでに相当進んでおると思いますけれども、なお一層促進してまいりたいと考えております。

道路予算の使い方に関する連絡いたしまして、交通災害との関連が提起されたわけでございます。われわれといたしましても、道路は国土の均衡のある発展、豊かな地域社会の形成、流通の合理化等の観点から、大変大事な機能を持つておるものと思ふわけでございますけれども、道路とか鉄道等の投資計画が競合いたします場合におきましては、可能な限り事前調整を行いまして、道路予算の使い方にもだのないよう、御指摘のようにしなければならないと考えております。

○國務大臣(江崎真澄君登壇) お答えを申し上げます。

上昇も昨今ようやく伸びてきているという判断をいたしております。今後消費者物価につきましては、四・九%をぜひ守るという決意で努力をいたしております。(拍手)

○國務大臣(江崎真澄君登壇) お答えを申し上げます。

これまで、総理から石油の問題についてはすでに御説明があつたとおりであります。御承知の最近の国際情勢からいって、情勢としては供給が非常にタイトぎみであります。政府もあらゆる努力をいたしております。また業界を懸命に奨励いたしておりまして、下期の見通し等についても、大体明るい見通しが現在とれつつあります。今后五%節約を強く求めながらいければ、そんなに最需要期に向けて不自由はないというふうに考えております。

最後に、新成人約十五万人が投票権の行使ができるない事情があるじやないかということでおきます。

公職選挙法では、選挙の期日が九月十一日から十月十日までの間にある場合には、その直前に、九月一日を基準日として九月十日を登録日とする

在、灯油十八リットル、八月には東京都の区部で、これは配達をして千四十円、これは西宮さんによると八百八十八円とかそれくらいなどころが妥当だ、こうおっしゃられます。これは昨年の暮れの七百二十七円に比べますと四三%上昇して

おるわけです。ところが、現に元売り価格この仕切り値段を見ますといふと、原油価格で昨年の暮れから今日まで約四五%アップです。それから、為替レートの変化がやはり年末と今日とでは一二、三%から一五%幅で影響を与えておるわけあります。したがいまして、この仕切り価格、いわゆる宅配千四十円というものは決して不当なものではない。もちろん便乗値上げなど、売り惜しみなどについては、今後といえども、通産局はもちろんであります。セニター制などを活用いたしまして十分厳重に注意をしてまいりたいと存じます。

○國務大臣(小坂徳三郎君登壇) ただいま公共料金並びに消費者物価等につきましてすでに総理から具体的に御答弁がありましたので、重複を避けたいと存じます。

ただ、一言だけ申し上げますと、卸売物価の上昇も昨今ようやく伸びてきています。われわれといたしましても、道路は国土の均衡のある発展、豊かな地域社会の形成、流通の合理化等の観点から、大変大事な機能を持つておるものと思ふわけでござりますけれども、道路とか鉄道等の投資計画が競合いたします場合におきましては、可能な限り事前調整を行いまして、道路予算の使い方にもだのないよう、御指摘のようにしなければならないと考えております。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 生活基盤の充実に関しましては、先ほど総理からお答えをいたしましたので、重複を避けたいと存じます。

また、寝たきり老人あるいはひとり暮らし老人等について、そのほかの問題はどうなのかという御指摘をいたしましたが、昨年度から在宅の寝たきり老人に対しまして保健婦を家庭に派遣をしておりました。昨年度から在宅の寝たきり老人に対しまして保健婦を家庭に派遣をしておりました。これにつきましては、われわれといたしましても極力過剰米を海外向けの援助に活用するという方向で、インドネシア、韓国、バングラデシュ等につきましては、すでに六十万トンの輸出契約をいたしておりますということを御承知願いたいと思います。



外五名提出、衆法第二号) 決算委員会 付託

国会議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開に関する法律案(山口鶴男君外六名提出、衆法第二号) 議院運営委員会 付託

一、昨四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

貸金業の規制等に関する法律案(高島修君外四名提出、衆法第一〇号)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(高島修君外四名提出、衆法第一一号)

貸金業の規制等に関する法律案(坂口力君外三名提出、衆法第一二号)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(坂口力君外三名提出、衆法第一三号)

一、昨四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名提出、參法第一号)(予)

児童福祉法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名提出、參法第一号)(予)

以上二件 社会労働委員会 付託

一、昨四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次のとおりである。

母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名提出、參法第一号)(予)

児童福祉法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名提出、參法第一号)(予)

以上二件 社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国家公務員法の一部を改正する法律案(上原康

助君外六名提出)

国会議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開に関する法律案(山口鶴男君外六名提出)

会計検査院法の一部を改正する法律案(原茂君提出)

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案(横山利秋君外五名提出)

刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)

刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)

定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案(古寺宏君外三名提出)

犯罪被害補償法(沖本泰幸君外二名提出)

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出)

一、昨四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

母子保健法の一部を改正する法律案(高島修君外四名提出)

貸金業の規制等に関する法律案(高島修君外四名提出)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(高島修君外四名提出)

貸金業の規制等に関する法律案(坂口力君外三名提出)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(坂口力君外四名提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次

三名提出)

(調査要求承認)

一、社会労働委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨四日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、労働関係の基本施策に関する事項

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

四、労使関係、労働基準及び雇用、失業対策に関する事項

医薬品副作用被害救済基金法案

右国会に提出する。

昭和五十四年八月三十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

医薬品副作用被害救済基金法案

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 設立(第八条—第十三条)

第三章 管理(第十四条—第二十六条)

第四章 業務(第二十七条—第三十五条)

第五章 財務及び会計(第三十六条—第四十五条)

(条)

第六章 監督(第四十六条—第四十七条)

第七章 雜則(第四十八条—第五十三条)

第八章 罰則(第五十四条—第五十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 医薬品副作用被害救済基金は、医薬品の副作用による疾病、廃疾又は死亡に関して、医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと

のとおりである。

キノホルム含有医薬品に関する質問主意書(久保三郎君提出)

等により、医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「医薬品」とは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品であつて、同法第十二条第一項に規定する医薬品の製造業の許可若しくは同法第

十八条第一項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する医薬品の製造品目の変更等の許可又は同法第二十二条第一項に規定する医薬品の輸入販売業の許可を受けて製造され、又は輸入されたものをいう。ただし、次に掲げる医薬品を除く。

一 がんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品であつて、厚生大臣の指定するもの

二 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品その他厚生省令で定める医薬品

2 この法律で「医薬品の副作用」とは、医薬品が適正な使用目的に従い適正に使用された場合においてもその医薬品により人に発現する有害な反応をいう。

(法人格)

第三条 医薬品副作用被害救済基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(教)

第四条 基金は、一限り、設立されるものとす

る。

(名称)

第五条 基金は、その名称中に医薬品副作用被害救済基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に医薬品副作用被害救済基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十一条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

2 前項の規定により登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(登記)

第八条 基金を設立するには、医薬品の副作用による健康被害の救済について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

2 この法律で「医薬品の副作用」とは、医薬品が適正な使用目的に従い適正に使用された場合においてもその医薬品により人に発現する有害な反応をいう。

(法人格)

第三条 医薬品副作用被害救済基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(教)

第四条 基金は、一限り、設立されるものとす

ときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これを行なければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによって成立する。

### 第三章 管理

(定款記載事項)

第十四条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事業の運営が健全に行われ、医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済に寄与することが確実であると認められること。

四 資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 基金の定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第十五条 基金に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十六条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、厚生大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十一条 厚生大臣は、設立の認可をしようとする

昭和五十四年九月五日 衆議院会議録第三号 医薬品副作用被害救済基金法案及び同報告書

給の決定につき、救済給付の請求のあつた者に係る疾病、廃疾又は死亡が、医薬品の副作用によるものであるかどうかその他医学的医学的判定を要する事項に關し、厚生大臣に判定を申し出るものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定による判定の申出があつたときは、中央薬事審議会の意見を聴いて判定を行い、基金に対し、その結果を通知するものとする。  
(救済給付の中止等)

第三十条 基金は、救済給付を受けている者に係る疾病、廃疾又は死亡の原因となつた医薬品について賠償の責任を有する者があることが明らかとなつた場合には、以後救済給付は行わない。

2 基金は、救済給付に係る疾病、廃疾又は死亡の原因となつた医薬品について賠償の責任を有する者がある場合には、その行った救済給付の価額の限度において、救済給付を受けた者がその者に対する損害賠償の請求権を取得する。

(拠出金)

第三十一条 各年四月一日において薬事法第十二条第一項又は同法第二十二条第一項の規定による医薬品の製造業の許可又は輸入販売業の許可を受けている者(第二条第一項各号に掲げる医薬品のみを製造し、又は輸入している者を除く。以下「製造業者等」という。)は、基金の業務

に必要な費用に充てるため、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)基金に対し、拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、製造業者等が製造し、又は輸入した医薬品の前年度における総出荷数量を基礎として厚生省令で定めるところにより算定される算定基礎取引額に拠出金率を乗じて得た額(その額が政令で定める額に満たないとときは、当該政令で定める額)とする。

3 前項の拠出金率は、基金が定める。

4 基金は、第二項の拠出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

5 第二項の拠出金率は、救済給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入の額及び政府の補助金があるときはその額に照らし、将来にわたって基金の財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとし、当分の間、千分の二を超えない範囲内の率とする。

6 基金が前年度において救済給付の支給を決した者に係る疾病、廃疾又は死亡の原因となつた医薬品(以下との項において「原因医薬品」という。)を製造し、又は輸入した製造業者等の第一項の拠出金の額は、第一項の規定による額

うち、当該製造業者等が製造し、又は輸入した原因医薬品によるものの現価に相当する額を基礎として厚生省令で定める算定方法により算定した額を加えた額とする。

7 拠出金の納期限、延納その他拠出金の納付に関する必要な事項は、政令で定める。

8 基金は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の滞納金を徴収することができる。ただし、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

9 基金は、第三十二条第一項第三号に掲げる業務を行うため必要があるときは、製造業者等に対し、資料の提出を求めることができる。

10 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

11 前項の規定により資料の提出を求められた者は、督促及び滞納処分

第三十三条 基金は、第三十二条第一項の拠出金の納付義務者が納期限までに同項の拠出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

12 基金は、前項の規定により督促をするときには、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限

は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

13 基金は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る拠出金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、厚

生大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 基金は、第二十七条规定により督促をしたときは、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の滞納金を徴収することができる。ただし、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

6 基金は、第二十七条第一項第三号に掲げる業務(督促及び滞納処分を除く。)の一部を製造業者等が加入している団体又はその連合団体で厚生大臣の指定するものに委託することができる。

7 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

8 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

9 第五章 財務及び会計

第三十六条 基金の事業年度は、毎年四月一日に



い。

(協議)

第五十一条 厚生大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十三条第四項 第三十五条第一項又は第三十七条の認可をしようとするとき。

二 第三十八条第一項の承認をしようとするとき。

三 第四十五条の厚生省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十二条 不動産登記法(明治三十一年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、基金を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第八章 罰則

第五十四条 第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第四十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四十五条の厚生省令を定めようとするとたとき。

(他の法令の準用)

第五十六条 第三十二条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の刑を科する。

第五十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。

(基金の設立に伴う経過措置)

第一条 この法律の施行の際現にその名稱中に医薬品副作用被害救済基金という文字を用いている者については、第五条第二項の規定は、この

法律の施行後六月間は、適用しない。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十七条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十九条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたと

第六条 基金の最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の予算、事業計画及び資金計画については、第三十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第六条 第四十二条の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第七条 第五条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(附則)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第二十八条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十二条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日

に、前を使用された特定の医薬品の副作用による健康被害(この条において「健康被害」という。)の発生が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品が原因となつて同日以後に医薬品の副作用による疾病にかかるり、廢疾となり、又は死亡した者について適用する。

第三条 この法律の規定により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

第四条 基金の最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の予算、事業計画及び資金計画については、第三十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第六条 第四十二条の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第七条 第五条第二項の規定は、この

法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条 第二十七条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第九条 第二十八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第十三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第一項第二号の貸付け(国と連帯して行う健康被害の救済のための給付に必要な資金の貸付けに限る。)のための資金に充てるため基金がする借入金に係る債務(借換えに係る債務を含む。)について保証することができる。

4 基金は、第一項に規定する業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

5 厚生大臣は、第一項第二号に掲げる業務及び同号の貸付けに係る借入金の認可をしようとするときは、大臣に協議しなければならぬ。

6 第一項に規定する業務は、第五十八条第三号の規定の適用については、第二十七条第一項に規定する業務とみなす。

(給付額の繰延べ等)

第七条 前条第一項第二号の規定による基金からの貸付け(国と連帯して行う健康被害の救済のための給付に必要な資金の貸付けに限る。)を受けて同号の給付を行う者は、当該給付のうち基

金から当該貸付けを受けた額に相当する金額を、当該給付を行つた後最初に到来する決算期において、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、当該決算期から十五年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額は、医薬品副作用被害救済費用繰延という名称を用いなければならない。

3 第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した者は、商法(明治三十二年法律第四十号)第二百九十条第一項の規定により利益の配当をすることができる限度とされた金額から第一項の規定により計上された金額を控除したことによる金額を限度として利益の配当をすることができる。

4 商法第二百六十六条第一項第一号及び第二百九十条第二項の規定は、前項の規定に違反して配当した場合に準用する。

(地方税法の一部改正)

第五十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一号の三の次に次の二号を加える。

医薬品副作用被害救済基金	医薬品副作用被害救済基金 法律第二百四十九号
--------------	---------------------------

(厚生省設置法の一部改正)

第十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一号の三の次に次の二号を加える。

第六条 医薬品副作用被害救済基金法(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、医薬品の副作用による健康被害を迅速に救済するため、医薬品の副作用による疾病、廢疾又は死亡に因して医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行ふとともにこれに必要な費用の徴収等を行う医薬品副作用被害救済基金の設立、管理等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第七条 医薬品副作用被害救済基金法(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、医薬品の副作用による健康被害を迅

を設立し、医薬品の副作用による健康被害に関する

して救済給付を行う等の業務を行わせようとするもので、その要旨は次のとおりである。

医薬品副作用被害救済基金(以下「基金」という。)は、医薬品の副作用による健康被害の救済について学識経験を有する者が発起人となり、厚生大臣の認可を受けて設立されるものとする」と。

納付しなければならないものとすること。  
政府は、政令で定めるところにより、特定の医薬品の副作用による健康被害の救済を円滑に行うため特に必要があると認めた場合には、基金に対し、救済給付に要する費用の一部を補助することができるものとする。

6 基金の救済給付は、厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使

用された医薬品が原因となって同日以後に生じた健康被害についてを行うこと。

7 基金は、当分の間 従前（厚生大臣が告示）で定める日から起算して六月を経過した日（前）に使用された特定の医薬品の副作用によ

る健康被害の救済を円滑に行うことが特に必要であると認めた場合には、厚生大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができるもの

健康被害の救済のために必要な事業を行なう者  
の委託を受けて、その事業を行うこと。

(二) 健康被害の救済のための給付を行う者に  
対し、当該給付に必要な限度で資金を貸し

付けること

三 本案施行に要する経費

8 政府は、貸付けのうち国と連帯して行われる改修給付に必要な資金の貸付にて充てる。

め基金がする借入金に係る債務について保証

昭和五十四年度一般会計予算(厚生省所管)に  
医薬品副作用被害救済対策費として二億千七百  
八十一万八千円が計上されている。

卷之三

衆議院議長 棚尾 弘吉殿  
社會労働委員長 森下 元暉

民事法の一部を改正する法律案

国会に提出する

昭和五十四年八月三十一日

内閣總理大臣 大平 正芳

卷之三

## 墓事法の一部を改正する法律

を次のように改正する。

目次中「第十章 雜則(第七七八条—第八十三  
条)」を「第十一章 雜則(第七七七条の二—第八十三

条の(1)」と改める。

の品質、有効性及び安全性を確保する」に改める。

第五条第一項中「一年」を「三年」に改める。

第九条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(薬局開設者の遵守事項)

第九条の二 厚生大臣は、厚生省令で、薬局における医薬品の試験検査の実施方法、薬局の管理者の義務の遂行のための配慮事項その他薬局の業務に關し薬局開設者が遵守すべき事項を定めることができる。

第十一条中「十日」を「三十日」に改める。

第十二条第三項中「一年」を「三年」に改める。

第十三条第一項中「日本薬局方に收められていない」を「次条第一項に規定する」に、「次条第一項」を「同項」に改める。

第十四条を次のように改める。

(医薬品等の製造の承認)

第十四条 厚生大臣は、医薬品(日本薬局方に收められている医薬品であつて厚生大臣の指定す

るもの)を除く。)、医薬部外品、厚生大臣の指定

する成分を含有する化粧品又は医療用具(厚生

大臣の指定する医療用具を除く。)につき、これ

を製造しようとする者から申請があつたとき

は、品目」としてその製造についての承認を与える。

2 前項の承認は、申請に係る医薬品、医薬部外

品、化粧品又は医療用具の名称、成分、分量、

用法、用量、效能、効果、性能、副作用等を審

査して行うものとし、次の各号のいずれかに該

当するときは、その承認は、与えない。

一 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療用

具が、その申請に係る效能、効果又は性能を

有すると認められないとき。

二 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療用

具が、その效能、効果又は性能に比して著し

く有害な作用を有することにより、医薬品、

医薬部外品又は医療用具として使用価値がな

いと認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具として不適当なものとして厚生省令で定める場合に該当するとき。

らない。

一 既に製造又は輸入の承認を与えられている

医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効

能、効果等が明らかに異なる医薬品として厚

生大臣がその製造の承認の際指示したもの

(以下「新医薬品」という。)その製造の承認の

あつた日後六年(厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品については、

六年を超えない範囲内において厚生大臣の指

定する期間。次号において同じ。)を経過した

日から起算して三月以内

4 第一項の承認を受けた者は、当該品目について承認された事項の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

二 新医薬品(その製造又は輸入の承認のあつた日後六年を経過しているものを除く。)と有

効成分、分量、用法、用量、效能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品として厚

生大臣がその製造の承認の際指示したもの

前号に定める期間に合致するよう厚生大臣が指示する期間

第十四条の二 次の各号に掲げる医薬品につき前条の規定による製造の承認を受けた者は、当該医薬品については、当該各号に定める期間内に申請して、厚生大臣の再審査を受けなければならぬ。

2 厚生大臣の再審査は、再審査を行ふ際に得ら

れている知見に基づき、前項各号に掲げる医薬品が前条第二項各号のいずれにも該当しないこととを確認することにより行う。

3 第一項の申請は、申請書にその医薬品の使用成績に関する資料その他厚生省令で定める資料を添付してしなければならない。

4 第一項各号に掲げる医薬品につき前条の規定による製造の承認を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、当該医薬品の使用の成績等に関する調査を行い、その結果を厚生大臣に報告しなければならない。

## (医薬品の再評価)

第十四条の三 医薬品の製造の承認を受けている者

者は、厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聽いて医薬品の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、その指定に係る医薬品について、厚生大臣の再評価を受けなければならぬ。

2 厚生大臣の再評価は、再評価を行ふ際に得ら

れています。前項各号に掲げる医薬品が第十四条第一項各号のいずれにも該当しないことを確認することにより行う。

3 第一項の公示は、再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を併せ行うものとする。

第十六条を次のように改める。

(準用)  
第十六条 医薬品の製造業者については、第九条の二の規定を準用する。

第十九条中「十日」を「三十日」に改める。  
第十二条第一項中「承認」の下に「第十四条の二の規定による再審査又は第十四条の三の規定による再評価」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」と、「製造しよう」とを「製造しよう」と、又は「製造」に、「行なう」を「行う」に改める。

七 厚生大臣の指定する医薬品外品にあつては、その使用の期限

は、第六十条中「及び第五十三条」を削り、「第五十一条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」とを加え、「適用する第五十一条」を「適用する

ることを確認することにより行う。

3 第一項の公示は、再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を併せ行うものとする。

第十七条中「及び第九条」を「から第九条の二まで」に改める。

第四十二条第一項中「聞いて」を「聴いて」に、

「及び性能」を「性能等」に改める。

第五十条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の「一号を加える。

十 厚生大臣の指定する医薬品にあつては、その使用の期限

第五十九条第六号を次のように改める。

第六十一条第三号中「厚生大臣の指定する化粧品にあつては、」を削り、同条第四号を次のように改める。

第六十二条第三号中「厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

六 厚生大臣の指定する成分を含有する医薬部外品にあつては、その成分の名称

第五十九条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の「一号を加える。

五 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その使用の期限

第六十二条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の「一号を加える。

七 厚生大臣の指定する医薬品外品にあつては、その使用の期限

は、第六十条中「及び第五十三条」を削り、「第五十一条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」とを加え、「適用する第五十一条」を「適用する

年」を「三年」に改める。

第二十六条第三項中「一般販売業」の下に「(以下「卸売一般販売業」という。)」を加える。

第二十七条中「及び第九条」を「から第九条の二まで」に改める。

第四十二条第一項中「聞いて」を「聴いて」に、

「及び性能」を「性能等」に改める。

第五十条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の「一号を加える。

十 厚生大臣の指定する医薬品にあつては、その使用の期限

第五十九条第六号を次のように改める。

第六十一条第三号中「厚生大臣の指定する化粧品にあつては、」を削り、同条第四号を次のように改める。

第六十二条第三号中「厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第五十九条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の「一号を加える。

五 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その使用の期限

第六十二条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の「一号を加える。

七 厚生大臣の指定する医薬品外品にあつては、その使用の期限

は、第六十条中「及び第五十三条」を削り、「第五十一条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」とを加え、「適用する第五十一条」を「適用する

九条各号」との下に「第五十二条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」とを加え、「準用する第五十一条」を「適用する

十二条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」とを加え、「準用する第五十一条」を「適用する

第十五条若しくは第五十二条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」とを加え、「適用する第五十一条」を「適用する

第五十二条若しくは第五十四条」を「第五十二条、第五十三条若しくは第五十四条」を「第五十二条、第五十三条若しくは第五十四条まで」に改める。

第六十二条第三号中「厚生大臣の指定する化粧品にあつては、」を削り、同条第四号を次のように改める。

第六十三条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の「一号を加える。

十 厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品にあつては、その成分の名称

第六十二条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の「一号を加える。

五 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その使用の期限

第六十二条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の「一号を加える。

七 厚生大臣の指定する医薬品外品にあつては、その使用の期限

は、第六十条中「及び第五十三条」を削り、「第五十一条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」とを加え、「適用する第五十一条」を「適用する

第五十一条若しくは第五十二条」と、「第五十一  
条、第五十三条若しくは第五十四条」を「第五十一  
条から第五十四条まで」に改める。

第六十三条第四号を同条第五号とし、同条第三  
号の次に次の二号を加える。

四 厚生大臣の指定する医療用具にあつては、  
その使用の期限

第六十九条の二 厚生大臣は、医薬品、医薬部外

品、化粧品又は医療用具による保健衛生上の危

害の発生又は拡大を防止するため必要があると

認めるときは、医薬品、医薬部外品、化粧品若

しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若し

くは販売業者又は薬局開設者に対して、医薬

用具が第十四条第二項各号のいずれかに該当

するに至つたと認めるときは、その承認を取り

消さなければならない。

第七十四条の二 厚生大臣は、製造又は輸入の承

認を与えた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医

療用具が第十四条第二項各号のいずれかに該当

するに至つたと認めるときは、その承認を取り

消さなければならない。

二 製造又は輸入の承認を受けた医薬品、医薬

部外品、化粧品又は医療用具を、正当な理由

がなく引き続き三年間製造し、又は輸入して

いないと。

三 厚生大臣は、前二項に定める場合のほか、医

薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造

業者又は輸入販売業者が第一項又は前項の

規定により製造又は輸入の承認を取り消された

ときは、当該品目に係る製造又は輸入の許可

は、取り消されたものとみなす。

又は輸入の承認を受けた者が次の各号のいずれ

かに該当する場合には、その承認を取り消し、  
の下に「若しくは回収させ」を加える。  
生省令で定めるところにより必要な報告をさせ  
に、「次条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同  
に第七十二条中「、第六十二条及び第六十四条」を  
「及び第六十二条」に「行なう」を行なうに改める。  
第七十四条の二 第一条を加える。

又はその承認を与えた事項の一部についてその  
変更を命ずることができる。

一 第十四条の二第一項又は第十四条の三第一  
項の規定により再審査又は再評価を受けなけ  
ればならない場合において、定められた期限

内に必要な資料の全部若しくは一部を提出

すればならない場合において、定められた期限

内に必要な資料の全部若しくは一部を提出

すれば、又は虚偽の記載をした資料を提出した

ときは、

二 製造又は輸入の承認を受けた医薬品、医薬

部外品、化粧品又は医療用具を、正当な理由

がなく引き続き三年間製造し、又は輸入して

いないと。

三 厚生大臣は、前二項に定める場合のほか、医

薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造

業者又は輸入販売業者が第一項又は前項の

規定により製造又は輸入の承認を取り消された

ときは、当該品目に係る製造又は輸入の許可

は、取り消されたものとみなす。

又は輸入の承認を受けた者が次の各号のいずれ

かに該当する場合には、その承認を取り消し、  
の二第三項」を加える。

第六十九条第一項中「必要な報告を命じ」を「厚  
生省令で定めるところにより必要な報告をさせ」  
に改める。

官 第六十八条中「日本藥局方に収められていない  
二条」に、「第五十三条若しくは第五十四条」を「第  
六十三条第二項」とを加え、「第六十三条」を「第  
六十三条第三項中「第四十二条第一項」とあるのは「第四  
十二条第二項」とを加え、「第六十三条」を「第  
六十三条第二項」と「第五十三条若しくは第五十四条」を「第  
六十三条第三項中「日本藥局方に収められていない  
二条」に、「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

官 第六十九条第一項中「日本藥局方に収められていない  
医薬品又は第十四条第一項に規定する医療用具」  
十四條の二第一項の規定により製造又は輸入の承  
認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品若  
くは「第十四条第一項に規定する医薬品又は医療用  
具」に改める。

官 第六十九条第一項中「必要な報告を命じ」を「厚  
生省令で定めるところにより必要な報告をさせ」  
に改める。

第十章中第七十八条の前に次の二条を加える。

(情報の提供等)

第七十七条の二 医薬品若しくは医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者又は卸売一般販売業

の許可を受けた者は、薬局開設者、病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者、医薬品若し

くは医療用具の販売業者又は医師、歯科医師、

薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対し、医

薬品又は医療用具の有効性及び安全性に関する

事項その他医薬品又は医療用具の適正な使用の

ため必要な情報を提供するよう努めなければ

ならない。

2 薬局開設者、病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者、医薬品若しくは医療用具の販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品若しくは医療用具の販売業者若しくは輸入販売業者又は卸売一般販

売業の許可を受けた者が行う医薬品又は医療用具の適正な使用のために必要な情報を収集に協

力するよう努めなければならない。

第七十八条を次のように改める。

(手数料)

第七十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号の申請に対する審査に要する実費の額を

考慮して政令で定める額の手数料を納めなければ

ばならない。

一 第十二条第一項又は第二十二条第一項の許可を申請する者

二 第十二条第三項又は第二十二条第三項の許可の更新を申請する者

三 第十四条(第二十三条において準用する場

合を含む。)の規定による承認を申請する者

四 第十四条の二(第二十三条において準用す

る場合を含む。)の規定による再審査を申請す

る者

第八十条の二 第十四条第三項(同条第四項及び

第二十三条において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験

成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施(以下「治験」という。)の依頼をしようとする

者は、治験を依頼するに当たっては、厚生省令

で定める基準に従つてこれを行わなければなら

ない。

2 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣に治験の計画を届け出なければならない。ただし、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

3 厚生大臣は、治験の対象とされる薬物又は器具(以下「治験薬等」という。)の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、治験の依頼をし

めに使用されることが目的とされている医薬品

であつて、適正に使用されるのでなければ牛、豚その他の農林水産省令で定める動物(以下「対象動物」という。)の肉、乳その他の食用に供さ

れる生産物で人の健康を損なうおそれのあるも

のが生産されるおそれのあるものについて、中央薬事審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、

その医薬品を使用することができる対象動物、

対象動物に使用する場合における使用の時期そ

の他の事項に關し使用者が遵守すべき基準を定

第八十二条中「所要の経過措置」の下に「(罰則に

関する経過措置を含む。)」を加える。

第八十三条中「医療用具」の下に「(治験薬等を含む。)」を加え、「もつばら」を「専ら」に改め、「い」の

法律」の下に「(次条第三項を除く。)」を加える。

第十章中第八十三条の次に次の二条を加える。

(動物用医薬品の使用の規制)

第八十三条の二 農林水産大臣は、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品

であつて、適正に使用されるのでなければ牛、

豚その他の農林水産省令で定める動物(以下「対象動物」という。)の肉、乳その他の食用に供さ

れる生産物で人の健康を損なうおそれのあるも

のが生産されるおそれのあるものについて、中央薬事審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、

その医薬品を使用することができる対象動物、

対象動物に使用する場合における使用の時期そ

の他の事項に關し使用者が遵守すべき基準を定

めることができる。

昭和五十四年九月五日 衆議院会議録第三号 藥事法の一部を改正する法律案及び同報告書



## 官報外号

みなす。

第三条 この法律の施行の際現に存する医薬品、

医薬部外品、化粧品又は医療用具で、その容器、被包等にこの法律による改正前の薬事法

(以下「旧法」という。)の規定に適合する表示が

されているものについては、この法律の施行の

日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定

に適合する表示がされている限り、新法の規定に適合する表示がされているものとみなす。

第五条 旧法の規定によつてした処分又は手続

は、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

に適合する表示がされている限り、この法律に

(従前の行為に対する罰則の適用)

による改正後の薬事法(以下「新法」という。)の規

定に適合する表示がされているものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第四条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用

具に使用される容器若しくは被包又はこれらに添付される文書であつて、この法律の施行の際

現に旧法の規定に適合する表示がされているも

のが、この法律の施行の日から起算して一年以

てない」を削る。

内に医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具

の容器若しくは被包又はこれらに添付される文

書として使用されたときは、この法律の施行の

日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定

に適合する表示がされている限り、新法の規定

に適合する表示がされているものとみなす。

されでいるものについては、この法律の施行の

日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定

に適合する表示がされている限り、新法の規定

に適合する表示がされているものとみなす。

されでいるものについては、この法律の施行の

日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定

に適合する表示がされている限り、新法の規定

に適合する表示がされている限り、この法律に

による改正後の薬事法(以下「新法」という。)の規

定に適合する表示がされているものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第四条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用

具に使用される容器若しくは被包又はこれらに添付される文書であつて、この法律の施行の際

現に旧法の規定に適合する表示がされているも

のが、この法律の施行の日から起算して一年以

てない」を削る。

内に医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具

## 理由

医薬品等の有効性及び安全性の確保を図るた

## (一) 目的

本法は、医薬品等に関する事項を規制し、もつて医薬品等の品質、有効性及び安全性を

を要することとする等により製造承認の制度を整備するとともに、医薬品等につきその適正な使用

を確保することとすること。

そのための規制措置を整備する等の必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。

(1) 日本薬局方に認められている医薬品を製

造し、又は輸入しようとする場合において

も、原則として厚生大臣の承認を受けなければならぬこととする。

(2) 承認審査項目として、副作用を明示する

## 一 請案の要旨及び目的

## 薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出)

## に関する報告書

## 第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五

十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四十六号中「日本薬局方に認められ

ていない」を削る。

本案は、医薬品等の有効性及び安全性の確保

を図るため、日本薬局方収載医薬品についても

製造の承認を要することとする等により製造承

認の制度を整備するとともに、医薬品等につき

その適正な使用のための規制措置を整備しよう

とするもので、その要旨は次のとおりである。

## (二) その要旨

(1) 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医

入の承認を与えないこととする。

(2) 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医

入の承認を与えないこととする。

のいずれかに該当するときは、製造又は輸

入の承認を与えないこととする。

その適正な使用のための規制措置を整備しよう

療用具が、その申請に係る効能、効果又は性能を有するに認められないとき。

#### (四) 医薬品の再評価

(1) 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療用具が、その効能、効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、使用価値がないと認められるとき。

(2) 申請に係る医薬品について、厚生大臣の再評価を受けなければならないこととするとき。

(3) 申請に係る医薬品について、厚生大臣の再評価を受けなければならないこととするとき。

(4) 薬局開設者、医薬品の製造業者及び一般販売業者等の遵守事項

(5) 薬局開設者、医薬品の試験検査の実施方法その他薬局開設者、医薬品の製造業者、一般販売業者等が、その業務に際し遵守すべき事項を定めることができるとしていること。

#### (2) 回収等

厚生大臣は、薬局等における医薬品の承認を取り消された医薬品等について廃棄又は回収その他の公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を探るべきことを命ずることができる。

#### (4) 治験の取扱い

承認申請資料として必要な臨床試験成績の収集を目的とする治験の依頼に関し、治験計画の事前の届出等所要の規制を行うこととする。

厚生大臣は、医薬品等による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品等の製造業者等に対し、医薬品又は医療用具の有効性及び安全性等に関する必要な情報の提供に努めなければならないこととするとともに、薬局開設者等は製造業者等が行う情報の収集に協力するよう努めなければならないこととする。

#### (四) 情報の提供等

医薬品又は医療用具の製造業者等は、薬局開設者等に対し、医薬品又は医療用具の有効性及び安全性等に関する必要な情報の提供に努めなければならないこととするとともに、薬局開設者等は製造業者等が行う情報の収集に協力するよう努めなければならないこととする。

#### 官 報 号 外)

#### (三) 新医薬品等の再審査

既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品と有効成分等が明らかに異なる新医薬品

等として不適当なものとして厚生省令で定める場合に該当するとき。

#### (内) 医薬品等に関する表示

医薬品等の使用の期限の表示を義務づけること。

#### (3) 承認の取消し等

厚生大臣は、一定の成分を含有する医薬部外品及び化粧品について、成分の表示を義務づけることとする。

#### (4) 治験の取扱い

承認申請資料として必要な臨床試験成績の収集を目的とする治験の依頼に関し、治験計画の事前の届出等所要の規制を行うこととする。

#### (1) 動物用医薬品の使用の規制

農林水産大臣は、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品につい

て、食用に供される肉、乳等への殘留を防止するため、使用できる対象動物、使用の時期等について、使用者が遵守すべき基準を定め

#### (1) 緊急命令

その結果を厚生大臣に報告しなければならない

る」とおきることとする。

(イ) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

医薬品等の有効性及び安全性の確保を図るために、医薬品等の製造承認の制度を整備するとともに、その適正な使用のための規制措置等の整備を図ることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和五十四年九月四日

社会労働委員長 森下 元晴

衆議院議長 濵尾 弘吉殿

衆議院會議録第二号(中正誤)

一 二 三 四	段 行 未 末	誤 誤 不安定し、 内藤 六美	正 正 不安定にし、 加藤 六美
------------------	------------------	--------------------------	---------------------------

昭和五十四年九月五日 衆議院会議録第二号

明治二十五年三月三十日  
種類便物税可日

定価 一部 一一〇円

発行所

大藏省印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
電話 東京五八二四四二一六七  
=107